

第 3 回第 2 ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 令和 4 年 8 月 18 日（木）13:00～15:35

2 場 所 遠隔開催（W e b 会議）

3 出席者

【委 員】

菅 幹雄（座長）、伊藤 恵子、川崎 茂、樋 浩一、松村 圭一

【臨時委員】

小西 葉子

【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、日本銀行、千葉県、愛知県

【事務局】

（総務省）

明渡大臣官房審議官、北原大臣官房付

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）：稲垣統計企画管理官、山形参事官、川原企画官

4 議 事

（1） サービス産業・企業関連統計の整備・改善

- ・ サービス部門に関する基幹統計の整備について
- ・ 第 3 次産業活動指数の精度向上について
- ・ 法人企業統計調査の精度向上に向けた取組について

（2） 経済構造を把握する統計の整備・改善

- ・ 経済構造を機動的に把握するための統計整備について（デジタル経済・グローバル化等）

（3） グローバル化に対応した統計の整備

- ・ 経済構造を機動的に把握するための統計整備について（デジタル経済・グローバル化等）【再掲】
- ・ 貿易統計と事業所母集団データベースの収録情報の接続の可能性の検討を踏まえた、今後の取組について
- ・ 海外事業活動基本調査における外国為替及び外国貿易法の届出情報等の活用の検討について

（4） その他

5 議事概要

各議題の概要は、以下のとおり。

(1) サービス産業・企業関連統計の整備・改善

事務局及び総務省から、資料1-1～1-3に基づき、サービス産業・企業関連統計の整備・改善について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について修正等を検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

(サービス部門に関する基幹統計の整備について)

- ・ サービス産業動向調査の公表早期化は、デジタル化を進めることによりある程度可能と考えられ、督促期間も1か月から短縮できるのではないかと。また、翌月の売上見込みも併せて回答が得られるとよいのではないかと。
- ・ サービス産業動向調査の公表を大幅に早期化するために、売上実績でなく当月の売上実績見込みと前月の実績を把握するようにするなど、質問の工夫も検討してはどうか。

指標の公表については、全てを揃えて公表するのではなく、QEで必要な産業だけ早期に公表するなど、公表の仕方も検討してはどうか。

→ 督促期間1か月の中で、4回に分けて段階的に処理をしている。どの段階で公表に足りる精度を確保できるかという観点で、回収率5割を速報公表の目安としているが、少しでもこれを早めることができればと考えている。

- ・ 商業動態統計調査などのより速報値の公表が早い統計調査の調査実施者から、工夫や困難な点などをヒアリングすることが有効ではないかと。

また、報告者負担を抑制する観点から検討を行う場合、調査を縮減する方向で議論がなされることが多いが、デジタル化やビッグデータ・行政記録情報を活用することで、より詳細に、より迅速に調査を行うことを議論してほしい。

→ サービス産業の特質として、早い段階で情報を得ることが難しいということはあると思うが、ほかの調査の工夫があれば生かしていきたい。サービス産業動向調査は産業横断的な調査であり、行政記録情報を横断的に利用するのは難しいと現時点では感じている。

- ・ 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）については、「基幹統計の整備の可否」ではなく、「基幹統計化を目指す」というように、積極的に記載すべきではないかと。

→ 基幹統計化については慎重な議論が必要であると考えているが、委員の御意見を踏まえ、座長に相談し、検討したい。

- ・ サービス産業動向調査については、報告者との丁寧な対話を引き続き行いつつ、早期化は可能かどうか、実績見込みを聞き取る場合、有意な結果が得られるかなど、検討していただきたい。

また、早期化の検討に当たっては「報告者負担を考慮」という文言を加えるべきではないかと。

- 売上見込みを把握することについては、把握可能性や、内閣府や経済産業省などのユーザーの考えも踏まえつつ、検討してまいりたい。
- ・ 基幹統計化については、商業動態統計調査や特定サービス産業動態統計調査などと並びで考えると、整合的かと思うが、単に基幹統計化しただけでどこまで回答率が向上するかは疑問でもある。基幹統計にもかかわらず、回答率が十分に高いと言えない統計調査もあり、基幹統計のあり方も検討する必要があるのではないか。
- 調査の現場では、基幹統計調査でないのであれば回答しないといった例は実際にあると承知しており、そういった事例においては、調査票の回収ができるようになるものと考えている。
- 基幹統計化は、重要な利活用ニーズがあるかどうかにより判断されるもの。重要だから報告義務をお願いするものであって、報告義務を課すために基幹統計化するというものではない。基幹統計の整備の可否については慎重な議論が必要とされるため、中立的な立場から次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）をお示ししたが、座長と相談し、芽出しとなるような前向きな記載も検討させていただきたい。
- ・ 売上高の大きい企業等を重点的に督促することは、推計結果への影響の観点から慎重に検討した方がよい。業績の動向は企業規模の大小により違いうることから、トレンドを見誤るおそれもある。欠測値のメカニズムの分析は重要である。

（法人企業統計調査の精度向上に向けた取組について）

- ・ 行政記録情報等を活用して事業所母集団データベースに企業の売上や従業者数を収録し、それを随時更新して、なるべく最新の情報を活用することができるようになれば、法人企業統計調査については将来的に精度の高い推計も期待できるものと考えている。
- ・ 法人企業統計調査の欠測値の補完方法の検討に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響はどのようになっているのか。
- 財務省からは、法人企業統計調査について、新型コロナウイルス感染症の影響により、過去の値を欠測値補完に活用することが難しいと伺っていたため、そのように次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）に記載している。

（2）経済構造を把握する統計の整備・改善

事務局及び総務省から、資料2-1～2-3に基づき、経済構造を把握する統計の整備・改善について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について修正等を検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 経済のデジタル化やグローバル化の状況の把握することは重要であるが、新たな統計調査を実施することについては報告者負担などの課題もある。まずは、グローバル化、デジタル化の定義（何を調査したいのか）を明らかにし、既存の統計や民

間データ・行政記録情報等を活用することで統計を作成することができないかについて検討を進め、その上で適宜新しい統計調査の必要性も含めて検討するのがよいのではないかと。

- ・ 新たな経済活動が現行の統計に正確に反映されていないという面はあるように思う。まずは、グローバル化、デジタル化以外にも現行の統計において把握されていないものは何か、何をどのように把握するのかなど、時間をかけた検討を行うことが必要ではないか。
 - ・ 電子商取引については、経済産業省がHPで「電子商取引に関する市場調査の結果」というものを公表されている。内容をみると、かなり詳細な取りまとめとなっているので、まずは、こういったものを足がかりにして、どのような統計を整備すべきか検討を進めていく方法も考えられるのではないかと。
- 御指摘のとおり、まずは既存の民間データ・統計の活用を検討すべきと考えている。その中で、調査でしか把握できないものについて、把握することを考える場合の1つとして、新調査の枠組みのイメージを御提案したものである。
- 既存の基幹統計調査に、新たな経済活動を把握する調査項目を追加する場合、その調査の回収率を大幅に下げるリスクもある。また、行政記録情報は、研究はできるが統計には活用できないなどの制約もあり、最終的には新しい調査を実施するしかないということも考えられる。
- 現時点、問題提起をいただいた段階で、何が必要か、既存の統計では足りていないのかなど、時間をかけた議論が必要と考えており、方法論などの検討はまだ出来ていない状況。次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)については、趣旨が明確となるよう、記載を工夫させていただきたい。
- ・ デジタル化やグローバル化に限らず、機動的・試験的に把握できる調査は必要と考えている。調査技術的に言えば、基本的な基幹統計調査に附帯的な一般統計調査があると、タイムリーなテーマに応じた調査がしやすいのではないかと。
- デジタル化とグローバル化ではステージが異なっており、デジタル化についてはどのようにしたら全体が把握できるのか、まだ研究途上にあるが、グローバル化についてはある程度研究が進み、何が取れなくなっているのかなど、様々な課題が明らかとなっている。今後2つのテーマは分けて考えていく必要があると考えている。

(3) グローバル化に対応した統計の整備

事務局及び経済産業省から、資料3-1、3-2に基づき、グローバル化に対応した統計の整備について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)について修正等を検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 海外事業活動基本調査の母集団名簿の作成について、財務省の届出情報が目的外利用、個別企業の情報守秘の観点から提供が難しいことについて理解はするが、日

本企業の海外事業活動を把握することは重要であるので、引き続き財務省と議論すべきではないか。

- ・ アメリカでは企業グループの関係を調査しているという例もあり、データの整備は引き続き進めていただきたい。
- ・ 法人企業番号が企業活動基本調査など様々な調査に付与されるようになったことで、技術的に複数の政府統計を接合することが飛躍的に容易になっている。更に売上や従業員などの基本的なデータが事業所母集団データベースに収録されて利用できるようになったり、通関統計やその他の行政記録情報が利用できるようになれば、欧米諸国と並ぶような網羅的に企業を把握した統計作成や分析が行えるようになるのではないか。

(4) その他

事務局から、資料4-1に基づき、本WGの第1回会合において再度検討することとされた、「国際比較可能性の向上」について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)の修正案について了承された。

また、資料4-2に基づき、同じく第1回会合において再検討することとされた、「経済統計の改善に向けた基盤整備」について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)の修正案について再度、修正等を検討することとなった。

主な発言は以下のとおり

- ・ 国際比較可能性の向上について、この修正で異論ない。
 - ・ 働き方の多様化の把握について第3WG(国民生活・社会統計)の議論を踏まえて検討していただきたい。
 - ・ 統計への利用の観点から、インボイス制度の今後の進展を注視することを、次期基本計画に記載してはどうか。
- インボイスの様式は現時点で整ったものはなく、手書きであっても可とされている。また、民間の事業者が保管することとされており、他方、行政側が保持するかどうかは不透明である等、具体的な課題が見えてこない状況にあるが、引き続き、記載内容については検討したい。
- インボイスについて、欧州において四半期GDP速報の推計に利用されていることもあり、どのように公的統計に利用できるか研究することは必要なのではないか。

次回の会合は8月30日(火)に開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>